

熊本大学サークル活動活性化の取組み

—熊本大学学生遠征費支援金の創設—

創造 挑戦 挑戦 挑戦

【概要】

熊本大学のサークル及びサークルに所属する個人、その他学長が認めた団体や個人に遠征費の支援を図ることで、活動等の活性化に資することとする。

【効果】

- ・ 課外活動の振興を通して、学生の人格向上が期待できる。
- ・ 熊本大学の活躍を全国に広報できる。

課外活動の課題・現状

“地域の大会を勝ち抜き全国大会等に出場が決定したのに、遠征費が足りない！”

(サークルからの要望)



全国大会出場件数

H26年度 17件(1)

H27年度 16件

H28年度 14件

() は文化系サークル
で内数

学生委員会で 給付の可否を審議

- ・ 熊本県外で行われる全国大会か？
- ・ 地方大会等を勝ち抜いた全国大会か？



全国大会出場！
全国大会入賞！

課外活動の活性化

中期目標・
中期計画への
対応

【第三期中期目標・中期計画（計画番号18）】 （抜粋）

- ・ サークル活動を活性化させるための支援を継続して行う。
- ・ 学生生活全般に関する満足度を高めるため、課外活動についてさらなる支援強化を実施する。

大学からの
支援

遠征費の支援（交通費相当額）

- ・ 上限10万円（団体）支給
 - ・ 上限2万円（個人）支給
- 【熊本大学基金：教育・学生支援事業から】

熊本大学学生遠征費支援金取扱要項

平成29年2月13日
学 長 裁 定

1 趣旨

この要項は、熊本大学体育会規約第9条(昭和36年制定)に規定するサークル(以下「サークル」という。)及びサークルに所属する個人(以下総称して「サークル等」という。)その他学長が認めた団体や個人に遠征費の支援を図ることで、活動等の活性化に資することを目的とした学生遠征費支援金(以下「支援金」という。)の取扱いについて必要な事項を定める。

2 支援対象

- (1) 地方予選等を勝ち抜き、熊本県外で行われる全国大会又はそれに準ずる大会(以下「全国大会等」という。)に出場するサークル等
- (2) その他学長が認めた団体又は個人

3 支援金の額

- (1) 支援金は、全国大会等にかかる交通費相当額を補助するものとし、その額は団体で参加する場合にあっては10万円、個人で参加する場合にあっては2万円を上限とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、同一のサークルに所属する個人が複数人同一の全国大会等に出場する場合は、団体で参加した場合の支援金の額と個人で参加した場合の支援金の額の合計額のいずれか低い額とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、支援金の額は予算の範囲内で調整することがある。

4 支援金の申請手続

支援金を受けようとするサークル等又はその他学長が認めた団体若しくは個人は、学生遠征費支援金申請書(別紙第1号様式)に必要な書類を添え、学長へ提出するものとする。

5 支援金の決定

学長は、前項の申請に基づき、学生委員会の議を経て、支援金の給付の可否を決定し、通知する。

6 給付方法

支援金の給付にあたっては、申請のあった口座に振り込むものとする。ただし、サークルに所属する個人の申請にあっては、サークル名義の口座とする。

7 報告書の提出

支援金の給付を受けたサークル等又はその他学長が認めた団体若しくは個人は、全国大会等が終了後、速やかに実績報告書(別紙第2号様式)及び領収書その他の交通費の支払いが証明できるものを学長へ提出しなければならない。

8 事務

支援金に関する事務は、学生支援部学務課において処理する。

9 その他

この要項によりがたい場合は、学生委員会の議を経て、学長が裁定する。

附 記

この要項は、平成29年4月1日から実施する。